

平成23年度第5回協働支援会議

平成23年6月23日（木）午後2時00分

区役所本庁舎 6階 第4委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、的場委員、伊藤委員、
村山委員

事務局：地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、高橋主事

久塚座長 では、時間になりました。関口委員がちょっとおくれるというご連絡がありましたので始めたいと思います。定足数は足りています。それから、目の前に置いてあると思うのですけれども、名前をおっしゃってください。

では、きょうは大きく4つ、その他まであるのですけれども、私の勤め先の会議が入ってしまって、それは3人ぐらいで回している一審査委員なので、私が欠けるとどうしようもないので帰らなければいけない会議がありまして、3時半ぐらいまでに終えたいのですが、終わらなければ座長代行に進行をお願いするというので、宇都木さんになりますので、宇都木さん。よろしくをお願いします。

宇都木委員 わかりました。

久塚座長 では、事前配付資料の確認、続けて事務局、お願いいたします。

事務局 では、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1が協働事業提案審査スケジュールです。その資料1に附属するものとしたしまして、資料1の①事前ヒアリングシート、②協働事業提案に対する担当課意見書、それから③で一次審査の採点表がついております。

続きまして、資料2、平成23年度協働事業検証及び評価の実施方法について。

続きまして、資料3、協働事業の評価にあたっての主な着眼点。

それから、資料4が全部で4種類ございます。4種類と、あと番号の振っていないものが一つございまして、まず資料4の1が協働事業自己点検シート、それから資料4の2が協働事業相互検証シート、資料4の3が協働事業評価書の新規実施事業用シート、それから資料4の4が協働事業評価書の実施2年目の事業用のシート。それから、資料番号の振っていないものは、今年度から導入しました協働事業実施に入る前に行う事前確認書になっています。

それから、資料5が、平成24年度NPO活動資金助成制度改正（案）です。

それから、参考資料としまして、23年度NPO活動資金助成二次審査の結果一覧が入っております。

あと、それから現在行われております協働事業の実施状況に関する『新宿区広報』とか、あとチラシ、それから報告冊子類がございます。まず、6月15日号の『広報しんじゅく』、今年度新たに取り組みました、赤ちゃん木育広場事業の「赤ちゃん木育サポーターを募集」という記事が『広報しんじゅく』6月15日号に出ましたので、そのコピーになっております。

それから、その同じもののチラシです。「赤ちゃん木育サポーター募集！！」のチラシです。

それから、昨年度実施いたしました2事業の報告書が出ておりますので、本日お配りしております。まず一つ目がピンク色の冊子で『ほっと安心地域広場事業報告書』、それからB5サイズの緑色の冊子で『連続講座思春期の子どもと向き合う』という非行克服支援センターからの報告書になっております。

あと、それから『NPOネットワーク協議会便り』が2種類配っております。まず、『NPOネットワーク協議会便り』のナンバー2です。薄い緑色の用紙にプリントしたものです。それから、『新宿NPOネットワーク協議会便り』のナンバー3、6月17日に発行したものです。

あと、それからもう一つ、こちらのほう、NPOネットワーク協議会が主催で行っております市民とNPOの交流サロンの通知です。今回語り手が、日本映画映像文化振興センターになります。6月27日に開催しますので、もしご興味のある委員の方がいらっしゃいましたらどうぞご参加をお願いいたします。

以上になります。

久塚座長 きょうの会議に係る資料をすべてもらいました。

では、中に入って、大丈夫ですね、みんなありますね。

では、第1の議題ですけれども、23年度協働事業提案の審査についてという番号の中に入っていきます。では、事務局、お願いします。

事務局 協働事業提案の審査につきましては、次回7月のこの会議から審査会になりますので、そのスケジュールについてご確認をいただきたいと思います。まず、資料1のほうをごらんになってください。カラーでプリントしてあるスケジュールになります。

6月21日、一昨日まで協働事業提案のほうの募集を行いました。今年度、申請団体数ですけれども、昨年度と同じ7団体からの申請がありました。説明会に参加したのは9団体と、あと個人の方が4名いらっしゃいました。そのうち過去の提案団体につきましては2団体含まれております。それから、窓口、電話でそれぞれ3件程度、協働事業提案について問い合わせがございましたが、結果、申請団体数につきましては7団体。7団体のうちに今までに協働事業提案した団体が2団体含まれております。

審査書類につきましては、今ちょうどまとめているところでして、あす、委員のほうに発送させていただきたいと考えております。

一次審査なのですが、この審査会では7月21日が審査会になります。このスケジュールの見方なのですが、まずスケジュールのところ、水色になっているところがこの審査会の委員のほうから事務局へ何らかの提出をしていただく期限となっております。

それから、事務局のところにありますオレンジ色の部分というのは、事務局が審査員に対して関係書類等を発送する日にちとなっております。

それから、紫色のところが会議の日程となっております。一次審査が7月21日に行われるのですが、その前にこちらのほうで取りまとめました審査の書類を6月24日の明日発送することになっております。明日発送した書類を委員にごらんいただきまして、この6月の水色の一番上のところになるのですが、提案団体にこの企画内容についての質問があった場合に、事務局のほうへ7月3日までに質問をご提出していただくようになります。

それから、並行して事業課のほうにはヒアリングシートを作成してもらっておりますので、その作成したヒアリングシートにつきましては、7月8日までに委員のほうにお渡しするようにいたします。そのヒアリングシートをごらんになっていただいて、審査会のところの上から2番目のところになるのですが、7月11日の月曜日までにもしヒアリングシートに関して質問がある場合には事務局のほうにご提出をお願いいたします。

先にやはり審査会のほうから質問をいただきました提案団体に対する質問の回答につきましては、7月13日までに委員のほうにご回答できるようにしたいと考えております。

それから、事業課からの回答につきましてはその翌日になるのですが、7月14日木曜日までにお返すようにいたします。

最終的に採点表なのですが、それら質問の回答をごらんになっていただいて、採点表をつけて提出していただくのが7月18日、祝日の日になっているのですが、18日

中に送っていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

第1回の審査会が7月21日木曜日になります。ここで書類選考を行います。この書類選考を通った団体につきまして、8月19日までにそのプレゼンのときの質問事項というのをまた質問表のほうを、用紙を送らせていただきますので記入していただいて、8月19日までにこちらのほうにご提出いただくようになります。

そのプレゼンの質問表の提出の前に、事務局のほうから審査員のほうには協働事業提案に関係する事業課からの意見書のほうを書いたものを8月15日までに送付させていただきますので、その意見書の内容も踏まえましてプレゼンの質問のほうを作成していただくようになります。それが8月19日までにになります。

委員からいただきました質問表につきましては、質問表を取りまとめて8月26日には審査員のほうに送付させていただく予定です。

二次審査は9月2日金曜日が二次審査の公開プレゼンテーションになります。最終選考につきましては、9月5日月曜日が第3回協働事業提案制度審査会になりまして、その中で最終選考をしていただくこととなります。

審査が終わった後につきましては、第4回の審査会です。第4回審査会から審査報告書の作成をしていただくようになりまして、またその審査報告書ができ上がったものを、大体12月中旬には区長のほうに報告できるように仕上げていくようになります。

それで、この資料1の添付資料としまして、資料1の①ヒアリングシート。それから、資料1の②意見書、資料1の③採点表をそれぞれつけさせていただきます。これらの中身につきましては、前の会議のときに委員のほうにご提示させていただいた内容のもと同じものとなっておりますので、ごらんになっておいてください。

担当課の意見書のほうにつきましては、今回審査基準のほうでこの協働の必要性の事業効果のところ、「区民満足度及び区民生活への波及効果」というふうに審査基準のほうも変えましたので、それに合わせて一部変更をしております。

採点表につきましては資料1の③、こちらの採点表を用いまして採点をしていただくこととなります。それで、今回、区から提起する課題がございましたので、区から提起する課題につきましては、この団体名と書いてある欄のところ、団体名のところに今、6番、7番のところ網かけが入っているのですけれども、このように網かけの入ったところが、区から提起する課題に対する事業提案のあった団体ということになりますのでご注意ください。

久塚座長 この提案が出されて、それに対してやろうというのが6番と7番。

事務局 はい。

久塚座長 もう出した？

事務局 まだです。

これ、例として挙げたのですが、実際に6番と7番のところに入っていきます。

伊藤委員 2団体ある？

事務局 そうですね。区から提起する課題に対しての提案が上がってきたのが今2団体です。

久塚座長 という形になっております。

事務局 はい。

久塚座長 そこで一旦いいですか。

事務局 はい。

久塚座長 説明のために使っている資料は資料1の①から③までと、スケジュール予定表、これを使って事務局から説明していただきましたけれども、夏の間いろいろ仕事が入ってくる形になりますが、9月2日のプレゼンテーションに向けて事務局とやりとりしながら各委員には作業をしてもらわなければならない形になります。添付した資料の1、それから1の①、1の②、③を含めて何かご質問がありましたら。

それぞれの委員からいただいたご意見に対する形で既に提示したものがここに並んでいるという形ですけれども、7つしかなかったのか、7つもあったのかというのはそれぞれあると思うのですが、7団体という形になっています。

関口さん、大丈夫ですか。

関口委員 すみません、おくれました。また、前は、すみませんでした。急遽参加できなくなってしまっ。おかげさまで、NPO法と、あと新しい基本税制のほう、無事通りましたのでありがとうございます。

久塚座長 少しずつ動いているということですね。では、こちらに戻します。協働事業提案についての進行、それからそれについて使用する資料、このような形で進めてよろしいでしょうか。

では、このような形で進めさせていただきます。

では、2つ目の議題に進みます。協働事業提案23年度実施事業の評価の実施についてという議題について、事務局、お願いいたします。

事務局 次回から協働事業提案制度審査会になりまして、この協働支援会議ではなくなるということで、ちょっと時期的に早いのですが、協働事業の評価の実施について説明をさせていただきます。資料としましては資料2から4を使います。

まず、資料2なのですが、協働事業の検証及び評価の実施方法についてということで、昨年度も委員のほうには評価を行っていただきましたものと手順としては同じになります。評価の実施目的としましては、この事業実施期間中である中間期に事業実施団体と区事業課を交えたヒアリングを行うことによって、その事業の点検を行って双方、それぞれ実施者双方で課題を共有してもらって、その後の協働の取り組みをよくしていってもらおうということ。

あと、それからその実施について、実施事業2年目ですね。2年目でもう終了する事業については、その後の事業展開についても検討に活用してもらおうということで、この検証と評価を行っております。

今年度検証と評価の対象事業としましては、21年度に採択された3事業、それから22年度、去年採択されまして今年度新規実施の2事業の合計5事業がこの評価の対象となってきます。

事業実施者によるふりかえりと検証と、この3番の枠の中に書いてあるのですが、事業実施者によるふりかえりと検証というのを9月中に実施をいたします。まず自己点検、事業実施団体と事業課のそれぞれが自己点検シートによって計画づくりとか事業実施の段階における点検を行って、協働事業を振り返る機会としてもらいます。そのときに、今回番号を振らないでつけました、今年度から導入しました事前確認書のほう、こちらのほうの内容も踏まえて自己点検をしていただくようになります。

それから、相互検証については、それぞれ行った自己点検シートを持ち寄りまして、お互いの考えに違いのあることとかつき合わせていただいて、意見交換を行って、さらにその改善が必要と思われることは何か等の話し合いをしていただいて、相互理解を深めてもらうことを目的としています。

その後、この協働支援会議による第三者評価に入っていきます。第三者評価に入りますのが10月の会議のときが第1回目になります。その際にはこの作成しました自己点検シート、それから相互検証シート、あと本年度導入した事前確認書のほうを参考資料としてヒアリングを行っていただくことになります。

ヒアリングなのですけれども、まず初めに本年度新規で実施している2事業については、

来年度の予算要求に向けまして、それに間に合う時期、10月中に、ヒアリングを行っていただこうと考えております。その際には協働事業提案制度による協働事業として次年度も継続する場合の改善点等をこの委員会のほうから示していただきたいと考えております。

それから、実施が2年目の3事業につきましては、協働事業提案による事業としては今年度で終わりになるのですが、この相互検証を行っていく中で、次年度以降の事業展開について検討していただくきっかけとしていただきたいと思っております。支援会議におかれましては、その改善点など今後の事業のあり方について、やはり意見を述べていただきたいと考えております。

それから、続きまして資料3なのですが、この第三者評価につきましては、この資料3の主な着眼点に基づきまして協働事業の取り組みについて評価を行っていただくようになります。この主な着眼点ですが、昨年度使用したものと同じものになっております。

続きまして、この評価の中で使います各シートについて簡単にご説明させていただきたいと思います。資料4がこの評価に使うシート類となっております。まず、資料4の1が自己点検シートです。こちらの自己点検シートにつきましては、この3月に開きました第7回支援会議のときに委員からいただきましたご意見を踏まえて修正したものとなっております。採択後の詳細協議を含めまして自己点検の実施日までを振り返って協働事業の計画づくり、それから事業の実施、協働で取り組んだことによる効果のそれぞれの項目について自己点検を行うシートとなっております。

続きまして、資料4の2になります。資料4の2につきましても、昨年度の第7回支援会議、3月に実施した支援会議のときにいただきました委員からの意見を踏まえまして修正を行ったものとなっております。これは実際に持ち寄った自己点検シートで確認できたことをこちらの相互検証のほうに書き込んでいただくようになります。

それから、資料4の3と資料4の4が、委員に実際に評価をしていただきます協働事業評価書となっております。資料4の3が新規、1年目の事業用のシート。資料4の4が実施2年目の評価のシートとなっております。違うところというのが総合評価のコメントが1年目の事業と、一番最後のページです。両方とも一番最後のページの総合評価のところの文言が、1年目の事業と2年目の事業では若干違っております。

資料4の3の新規実施事業については、次の年を継続する場合についての方向性というのを示しているような内容となっております。

評価につきましては、またこの評価シートをもとに評価会としての意見をまとめまして、

報告書にしてまた区長へ報告させていただくようになります。

資料については以上なのですが、先生、続けていいですか。

久塚座長 この最初、何かこのカラーのやつに、これがすべて反映されているわけじゃないのかな。

事務局 そうですね、それは審査だけです。

久塚座長 ですよ。だから、それを確認したくて発言したのですけれども、各委員、早い段階で日にちが入ったものを別途、きょう配っていただいている、あったと思うのです。

事務局 はい。

久塚座長 あれと勘違いしないで。これはあくまで協働事業提案審査スケジュールというようなものに特化している説明のために使っているもので、先ほど事務局の方から説明があった、ここで1年目のもの、ここで2年目のもの。2年目のものを先に審査してとか云々かんぬんというのはこの中には反映されていないので。

事務局 そのスケジュールには入っていません。

久塚座長 会議はこれだけしかないと思わないでいただきたいと思います。もう既にたくさん入っておりますので、十四、五回のは全く別のバージョンになりますので、そこは頭の中に入れておいてください。いいですね。

事務局 そうです。

久塚座長 では、そこまで一旦切れます、どうします？

事務局 もし続けてよければ資料4を説明したいと思います。

久塚座長 シートのやつですね。はい。では、今まで使ったのは、事前確認書まで入れて進め方という形になりますけれども、少しお考えいただきたいこともありますので、事務局の方から説明していただきたいと思います。では、お願いします。

事務局 今月の総務区民委員会が開催されました際に、区議会議員に対しまして22年度の協働事業評価報告書の報告を行いました。その際、2名ほどの議員からご意見を頂きました。思い出していただきたいと思うのですが、今回の評価では、項目別の評価がオール2というのが2事業ありました。それから、項目別の評価がほとんど3で、その中に数個2のものがあるというような事業につきましても、今回すべてが総合評価はBだったのです。その項目別評価がオール2というのが「適切である」なのですけれども、その「適切である」であっても、3の「課題はあるがほぼ適切である」という中にこの数個の「適

切である」が入ったものであっても総合評価は全部2というもので、今、総合評価の部分につきましては資料4の3と4の4の最後のページのところにあるBのところ、「一部改善は必要だが適切な協働事業として評価できる」という評価になっておりました。

それについて、この同じ評価というのはいかなるものかというようなご意見がありました。もう1回内容を私も確認をしたのですけれども、この総合評価につきましては、例えば項目別の評価がすべてオール2で「適切である」というものであっても、総合評価のコメントのところでは、委員からは事業効果をさらに高めるためにはこんなことも必要ですねというようなコメントが指摘されているのですけれども、やっぱりその報告書を見る人によってはそのところ、どうなのかなという疑問が生じたということで、そこも今後の評価の課題として受けとめる必要があると考えております。

久塚座長 いただきますか、そこで。

事務局 そうですね。

久塚座長 いいですか。ついこの間、皆さん方にやってもらったのが、またテーブルの上に乗っかっていて、それが作業が始まるわけなので、これを使いますよということなのですけれども、指摘されたこと、指摘といいますか、ご質問があったような点につきましては具体的に今、事務局から説明がありましたけれども、それぞれの評価のところでは全部2がついていると、それを見ては適切であるというところにチェックが入っている。しかし、総合評価がBで、一部改善が必要だがというのがついているところになっていることについての質問があったということです。それについては、この委員会でもたびたび議論してきたことで、次のような考え方を、話をしながら議論をしていきました。

一つは各項目で2点、2番目についた。その結果としてA、Bという判定をする考え方をとりつつも、ご意見の中にはこのA、Bという評価の説明のものとして、それぞれのものがどういうものであったかという、その両面の見方が評価書を見ると見えているという、そういう絡みで質問があったと理解しています。

それらを考えると、総合評価のA、B、C、Dの中で、Aというのはどちらかということそれぞれの項目が優れているというのに非常に近いものかもしれませんが、Bというものは1と2との間を揺れ動くような、優れていると適切である、優れているというのが上位に位置するとして、その間で非常に幅が広い形で、適切な協働事業として評価できるという同じ文言がついていますけれども、「一部改善は必要だが」という文言もついている。それが強く見えたり、弱く見えたりというような指摘というか、質問だったというふうに考えてお

ります。

そのように理解をすれば、この総合評価のA、B、C、Dの文言をもうちょっと整理して、各項目の1番から5番までを反映するような形にして、この総合評価のところに落とし込んだらどうかというふうに考えています。

これについては、整理して結論を出していかなければなりません。そのため、評価の文言について、各委員のご意見をいただきつつということなのではけれども、座長としては事務局預かりというような形で、この総合評価のA、B、C、D、Eの標語をどうようにするか考えていきたいと思っています。

報告書に対して質問があるというのは非常に結構なことだと思います。この委員会にいない方から見ればこう見えるということは非常に重要な指摘だと思いますので、それを念頭に置いて作業をしてみる必要があると考えます。

今日はそのような作業に入ってよろしいかということの提案。提案というか、こちらで考えさせていただきますので、素案ができたならまたご提示しますのでということよろしいでしょうか。

関口委員 はい。

久塚座長 それでは続いていいですか、進行は。いつごろに案を出しますか、次の回？

事務局 次の回に。

久塚座長 次回は重要な会議で、その後に暑いねというのがありますので、そこまで引つ張らない段階で整理したいと思います。では、事務局と私で整理し、次回、原案を提出させていただきます。

事務局 はい。

久塚座長 では、その点についてはそういう形でやりましょう。

では、事務局なのですが、この大きな2番の実施についてということについてはそれでよろしいですか。それで大丈夫？

事務局 はい。

久塚座長 はい。では、三つ目のNPO活動資金助成の検討についてということについて、事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、資料5と、参考資料として今回の二次審査の結果一覧をつけさせていただきます。この議題の中で大きくちょっと二つの事項を委員の皆さんに検討していただきたいというふうに考えていまして、一つはことし助成金の審査を行いまして4

団体の助成ということが決定したわけなのですけれども、それにおける例えば各団体のどのように評価がされたのか、あるいは落ちた団体がどういうところがだめだったのかというようにちょっと感想的なものと、また広く団体にこれからも400万円というやっぱり総枠がありますので、助成していくにはどういった改善策が必要なのかというようなご発言をいただきたいということが一つと、もう一つは平成24年度のNPO活動資金助成制度改正ということで、この資料5の話なのですけれども、対象団体要件緩和について、2月の支援会議の際にもご提示させていただいたものなのですが、こちらの制度改正についてのご検討をいただきたいということを考えております。

実は平成24年度のこの対象団体要件緩和を行う手続なのですが、一つ、平成24年度から今度、第2次実行計画という区の主要施策の方向性を定める計画の策定手続に現在入っております、今、同時並行で企画サイドのほうにこの対象団体要件緩和の話を打診しているところです。

これからもし改正するとすれば、その実行計画の策定の手続に乗せたり、あるいは条例の施行規則改正の部分なんかがありまして、またその案をつくったりという手続的なものが必要になってまいります。

その関係で、きょうの支援会議が終わりますと今度審査会に入りまして、7月から9月ぐらいまでは審査会という形になりますので、次回もし検討できるとすれば10月ぐらいになってしまうのですが、それだとちょっと時期的なものが厳しくなっておりますので、本日はその二つの議題のうちの24年度の対象団体要件緩和の案のほうをちょっと先に検討させていただきまして、あとちょっと進行上、時間があれば今年度の助成金を受けての改善策の検討ということでお話を伺えればというふうに思っております。

では、続けて資料5の説明のほうに入りたいと思います。これまでの経過について、少しご説明させていただきます。

まず、この対象団体要件緩和の話が出たというのが、平成20年度から23年度の主要施策の方針を定めました第1次実行計画というのがございまして、その中でNPO活動資金助成の対象団体要件緩和の検討ということで、既に区の施策の方針として出されていたところなんです。これの具体的な実現方法としてちょっと事務局のほうでも検討しております、現在の登録NPO法人に今限定をしているのですが、五つの非営利法人を新たに対象としていきたいというような案を、平成23年2月の協働支援会議において事務局から提案をさせていただいております。

2月の協働支援会議の中では一応この任意団体、いわゆる法人格を持たない団体を除いてその非営利法人に対象を広げる、いわば法人格までは対象を広げてよいというようなことで合意は会議の中でいただいております。

また、その会議の中で各委員のほうから、例えば団体の要件を新宿区内だけではなく区外のNPO活動などを誘致するような取り扱いができないか。あるいは、生活協同組合などの非営利法人、学校法人なんかもございますけれども、それらの追加などは検討できないかということにつきましてご意見をいただいております。

これらの意見を踏まえて事務局のほうで再度その案について検討をさせていただきました。その結果として、この資料5を提示させていただいているところなのですが、この24年度からの改正点としましては、とりあえずのところ区内に主たる事務所及び活動拠点のある一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人の5つの種類の非営利法人まで対象を拡大するという方向性で考えさせていただきたいと思っております。

これらの法人種別以外ご意見がございましたら、例えば生活協同組合やワーカーズなどの非営利法人の取り扱いですとか、それから法人の所在地の要件につきましては24年度、まずこの改正を行わせていただきまして、その改正の実績を検証しながら今後対象としていく必要があるかどうかというのを引き続き検討させていただきたいというふうに事務局としては考えております。

ちなみにこの拡大した5種類の法人につきましては、現在NPO法人については登録NPO法人制度がありまして、その登録をした団体ということで限定しておりますが、この5つの法人につきまして、登録NPO法人制度とは分離をする形をとりまして、助成金申請のときだけこれらの法人を対象とするというような形で考えております。

本日、この案について皆様のご了解をいただければ、事務局のほうでその基金条例の施行規則改正ですとか、それから要領、手引き、あるいは様式の改正案の作成、そのようなものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、今後は並行して協働支援会議の委員さんにおいては、この対象が新たに加わったことでその審査の手順をどうするか、あるいは審査基準についての見直しですとか、あるいはその様式案、私どものほうから提示させていただく様式案の検討などを行っていただきたいというふうに考えております。

久塚座長 よろしいですかね。

事務局 はい。

久塚座長 資料5を使う議題からさせていただきました。私の時間の都合でこちらからやっていくということにさせていただいたのですけれども、これは9月、10月、いつまでに結論を出す必要が、来年度のものに乗っけるためにはきょう方向を了承していただければ、来年度からそれを盛り込んでいくことができるのでということで、きょうの議題に乗っけることといたしました。

これは2つ目に事務局からご提案というか、意見をいただこうというふうにお話しさせていただいたことと絡んでいるといえれば絡んでいるわけですが、採用された、活動資金助成で採用された事業はほぼ少なくて、これをどうしようかという話とも関係しているようなところもあります。

ただ、そうはいつでもスタートとしては、これはNPO活動資金助成ということで、NPOの活動をどう小さいものまで含めて活性化させていこうかと。それで協働事業というようなことに絡めていこうかというものなので、考えようの根本は、基本はその点にあるというふうに考えられるわけです。始めてそろそろ10年になろうとしていますけれども、いつまでもそうは言っておられないというようなこともあって、少し見直しということについてたびたびご発言がありましたので、今回その対象とする法人というものについて、まずはここまで広げてみてはどうかということを考えてみました。

そうはいつでも前回出たのを含めて、その他の部分についてはどうなのだ、あるいは登録団体の住所はどうなのだというご意見はあったのですけれども、それはだめだということではなしに、いろいろなことを考えなければいけないので、24年度以後の、その後また継続的に考えていくとして、まずはこの五つ、一般社団法人、それから一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人で新宿区内に主たる事務所及び活動拠点があるという形で対象とする法人を設けて、母体として約3倍ぐらいになるというふうに、今、登録NPO法人が90ぐらいあるそうなのですが、この五つを入れるとそれに200近くがふえる形の法人となる中で募集をかけてというふうにすると、広がりを持ちながらそこそこ中に入っていくのだ。

それから、この制度がご存じのように一般の寄附も受けながら進めているものですから、そう簡単にこう枠を一度にガッと外すわけにはちょっと難しいところもあって、まずはこのラインで考えてみてはどうかというのが原案です。もちろんご意見があることは承知しておりますので、それについて審議いただいて、各委員からの意見を踏まえながら今後

考えていくということをしたいのですが、きょうここで方向をお認めいただければ、そこで手続がうまく来年度に向けて乗かっていくことができるという形になってございます。

では、ご意見がありましたら。関口さん。

関口委員 何も最初に。ちょっとまず確認なのですけど、今のこの登録NPO法人になるためには、新宿区内に主たる事務所及び活動拠点がなければいけないのですよね。

事務局 そうです。

関口委員 そうですよ。あとほかの要件は何かありましたか、登録NPO法人は？

事務局 あとは区民に向けた活動計画があるということと、それからあと総事業費のうち特定非営利活動事業の占める割合が50%以上あるということが主な要件になっています。

関口委員 そういとまった動きがあれば、それはこの拡大される法人格の方々には求めなくてもいいのですか。

久塚座長 まあ、住所だけ。

事務局 そうですね、住所要件ですね。

久塚座長 そのほかの事柄というのはそれほど求める必要はないかと。

関口委員 私のこの発言の趣旨は、私としては今回これ広げていただくのは非常にいいことだと思っていて大賛成なのです。別に法人格で、法人格の種類が大事なのではなくて、要は市民活動とか市民事業とかが広がればいいわけですから、ただ一方で、その登録NPO法人というのがなぜ90にとどまっているかということを考えると、そういったある程度要件がはめられているからなかなかふえないのかなというものもありますので、そのある程度手続を経て、ある程度面倒くさい手続を経て、せっかく登録していただいた90の方々に対して、何でこう相対的に不利な、不利というか。

久塚座長 わかります。だから、私も座長発言で言ったのですけれども、この出発のところのNPO活動資金助成の制度をガシャッと崩してしまうような形での広げ方というのはあまり賛成ではない。

ただし、この委員会が議論できる事柄かどうかはわかりませんが、登録の事柄についてもどこかでうまいやり方というのを議論していただければ進む広がりというのは違うところで確保できる可能性はある。そこがちょっとうちの外だということであれば広げていくのだけれども、大もとの90の団体が積極的に伸びていくようなことを考えていくと。逆にマイナスになるようなことにならないような形での広げ方を考える必要があるだ

ろうということだろうと思うのです。

ですから、関口さんはこれで一たん考えてよろしいというふうに。ただし、この登録のところをあまりマイナスというか、これが入ってくるとどうしても立派なプレゼンテーションだったり、でっかいのが出てくるわけですよ、可能性としては。

関口委員 まあまあ、そういったものもありますし、今回拡大して対象となる法人さんは主たる事務所及び活動拠点が新宿区内にあれば対象になるではないですか。それに対してNPO法人の方々にとっては登録されていなければいけないのが現状です。

久塚座長 ええ。

関口委員 そうなると、相対的に登録NPO法人の人たちではないNPO法人の方々に、主たる事務所及び活動拠点が新宿区内にある方にとっては何でという話になってしましますよね。

久塚座長 だから、次は、NPOで登録NPOという新宿区が持っている制度との絡みで、それは事務局が言ったとおりこの登録NPO法人制度とは分離して考えるというところにとどまっているわけですよ。

だから、そこを外してしまうことが、このNPO活動資金助成という大もとのところでどう影響を及ぼしていくのかというでっかい議論になっていくのだらうと思います。

事務局 一つよろしいですか。

久塚座長 事務局。

事務局 まずともかくご用意いただく書類、登録申請のときには登録申請書のほかに前年度事業の事業報告書と、それから収支予算事業計画書、あと定款ですとか、登記簿謄本ですね。そちらの書類をご用意いただくような形になるのです。これらの添付書類については、恐らくNPO活動資金助成の団体審査において審査資料として必要なものになってくると思いますので、実質同じ提出書類を求めるような形にはなるかと思えます。

それから、もう一つ、この基金自体が区民サービスの向上を目的とした基金ということになりますので、その新宿区民に向けた事業計画があることというのは登録NPOの要件になっていて、それが無い例えば国際的な活動をしているところとか、全国的な活動をしているところは登録していないような登録NPOの現状があるのですけれども、やはり同じようにこの申請してくるには、新宿区民に向けた何かサービスの向上につながるような申請を求めるということになりますので、そういう点では団体登録の要件にある区民向けのサービスを提供しているということと同じことになるのかなというふうに事務局として

は考えています。

久塚座長 住所といいますか、事務所というのはそうでなくても、活動拠点が新宿区内に、主な活動拠点があれば税金から出すということで大きな問題にはなっていないと思うのですけれども、そのことを検証するためには主たる住所、事務所というのが形式的にもそれを論証していくような形にどうしても制度上なっていくので、それとの関係で登録というところが絡んで出てくるのだらうと思うのです。

そこが一番大きな話になるので、登録NPOについての制度を議論しているところは新宿区だとセクションはどこになるのですか。

事務局 登録NPOは私ども。

久塚座長 ここがやる。

事務局 はい。

久塚座長 では、登録NPOのこともこの委員会でやってもいいことなのですか、違う委員会ですか。

事務局 いえ、こちらの協働支援会議でご提案をいただければ。

宇都木委員 それが今のこの提案と同じことですよ、この提案と同じこと。

事務局 はい。

宇都木委員 僕が事務局と一緒にどうかわからないけど、別の意味で、ものすごく危惧しているのは、今度もそうだけど、この程度だよ、応募しているのは。これはあまり基金を設定する意味がなくなってしまうと思うのだ、その助成する。

久塚座長 厳しい。

宇都木委員 ここがもう少し広く広がっていかないと。だから、団体育成と事業育成と両方あるけれども、それは何かやっぱりもっと広がっていくようなことをしないと、せっかくこの制度をつくっていることが何かだんだん意味が、意義が薄れていってしまうので、二つ考えたらいいと思うのですよ。

一つは、その団体育成のための助成と事業に対する助成というか、これを分けて考える。それで、きょうの提案みたいなものは、NPOと社団法人だとか福祉法人だとかが協働して一緒になって事業提案するとか、そういうものの可能性を広げるという意味で、いろんな団体はあってもいいと思うのですよ。その場合に、だから今言った登録NPOとの関係をどうするかというのは、審査基準の中にそれに匹敵するような、あるいは選別できるような基準項目を設ければ、団体のその形態だけではなくて、新宿区内にあるということだ

けでいいのかどうかは別にしても、そこはやっぱり分けて、できるだけ活動領域が広がる、あるいは活動をやろうとする人たちが提案できる、広がりを持てるようなことに本来の趣旨からしてすべきではないかなというふうに思っていて、このところちょっと本当に悪いよね、同じ団体ばかり出てきてしまったり。

これは新宿区がもともとやろうとしていたこの事業の思想からしても、何かやっぱり新しい団体を育てるというか、新しい団体がこういうところに参加していける、しやすい条件というのをもう少し何か考えないといけないのかもわからない。そこを一緒に考えないと、ちょっとぐあいが悪いのではないかなというのが私の意見です。

久塚座長 伊藤さん。

伊藤委員 伊藤です。この問題は二つあると思う。多分この助成金に来る団体が少ないということと、それから登録団体がふえないということと、新宿区内でNPOはどんどんふえているはずなのです。これ始まったときは400とか450ぐらいあったのです。今は多分5~600、800ぐらいあるのかな。

事務局 750。

伊藤委員 ねえ。それがなぜ登録してこないかということと、前も言うのだけど、登録している団体が何で助成金申請に来ないのだとか、そのところをはっきりしておかないと、いろいろ団体を入れていっても同じだと思う。今度は社団だとかこっちばかりふえてしまって、NPOとかが少なくなってくるということもなきにしもあらず。

もう一つ危惧するのですけれども、これはその後の話なので、助成金の採点表の中に団体審査というのがある。多分この団体、社団、財団、福祉法人、多分こころ辺を、この引き方にしても全部いい点数に絶対行く。だから、ここにNPOとして着実な活動ができるようにしているかということは当然でしょう、財団とか多分。その審査基準から言って。登録、それをもらう、財団として認められるから。

それから、団体への効果、事業を遂行することによる団体の能力向上が期待できるか。これは、この二つというのは、まだ未熟なと言ったらおかしいけど、NPOのために置いている質問だと思う。そこがこういう団体に対しては違うから、ここと同じ評価の採点表は使えなくなっちゃうと思う。その問題も出てくる。

まずは、宇都木さんが言ったようにその団体さんがふえる、登録団体がふえる。助成金申請がふえる。そこを見ていかないといけないと思う。最初、この登録団体、どうして決めたかという、その団体、450の団体が玉石混交だと、変な団体もいっぱいあるだろ

うと。だから、登録して最初に審査しておけば、その団体は安心でしょうということで始まったと思う。

久塚座長 まあ、最初はですね。

伊藤委員 だったら、もしいろいろなNPOをふやすのだったら、ここには書いてあるけど考えなければいけないでしょう。

久塚座長 伊藤委員のご意見は全くそのとおりのだけけれども、その先に完全に広げてしまうと、審査スケジュールの中で精査できるかという非常に難しいことになってきて、いろいろなリスクを避けるという意味ではないですけども、もうちょっと丁寧に、もうちょっと丁寧にと言ってはあれだけど、時間をかけなければいけないことが起こってくると思います。

そうすると、もしこのような拾い方をするとすれば、採点の方法に差をつけなければいけないというのは当然出てくるだろうと。伊藤委員はこのような広げ方といいますか、についてはどうなのですか。むしろ登録していないNPOだとか、もっとそういう、そちらのほうを広げるのが先ではないかというお考えなのですか、それともこちらを同時にやって競争刺激させて、また別個に登録していないNPOをどう登録させるかというのは議論していてもよろしいという。

伊藤委員 事務局のほうがそんな負担と考えなければ、その登録NPOではなくても出さず。そうすれば、そこで審査すればいいわけじゃない、その団体を。それは大変な作業だと思うよ。登録されたNPOで安心を抱いているところとわからないところが出てきたと。このNPOをまず審査しなければいかんと、どんな団体なんだろうと。そういう煩雑なことも出てくるけど、それでよければこの機会に全部広げてしまうというのもありだよ、すべて。

久塚座長 そうは言っても審査の時点で大丈夫だというのが、後でどんな悪さするかわからないということは、政治資金を含めて幾らでもあるので、そこが難しいところですよ。私たちがどこまでできるか。

伊藤委員 そこが大変となると、今言ったように登録NPOに限っておいて、今この提案されている安心な団体、それを入れていく。

それと、先ほど言ったように新宿区にあるNPOさんにこういう制度がありますが、なぜ登録しないのですかとか、そこら辺を見ておいたほうがいいのかないかなという気がする。

宇都木委員 大きな団体はこの50万円ぐらいの助成金ではないのだよ、もう。だから、そこを目指すとするのだったら、別に要らないと思う。500万円の話になると出てくるのだけど、恐らく……。

久塚座長 それはよくわかります。

宇都木委員 だから、そこはそういうふうでいいのだけど、いいのだけど、ただこの趣旨は、やっぱりどうやってこれから参加協働という新しい行政のまちづくりを担うか、市民活動を育てていくかということが大きな趣旨なのだから、それに近づけるためにはどうしたらいいかということのを少し考えないといけないと思う。だから、その意味でNPOも登録がいいのかどうかというのは、議論があればそれはしてもいいのだけど。

ところが、一般社団とか、これは登録するとか、しないとかではなくて、だれでもできるわけだから、一般社団なんていうのは。NPOよりも簡単なのだから、考えれば。だから、そこは必ずしもこれでいいかと言えば、やっぱりそれはそれで必要な審査はしなければいけないと思う。

久塚座長 もちろんそうです。

宇都木委員 審査の基準項目を設けないといけないと思うのです。だから、その意味では、例えばこれ、生協だとか学校法人だとかふやしたらいい。それで、NPOと協働ができるそういうところをうんと広げたらいい、どうせ広げるなら。

久塚座長 わかります。50万円を500万円だったらということもよくわかります。本当にぜひとくだなと思います。基本に戻ってNPO活動資金助成ということで、もう少し宇都木委員が最初に言われたように、今年度を含めて、去年もそうだったのですけれども、少し停滞しているものについての刺激を考えるという意味で、まず対象とする法人をこの原案でやらせていただいて、実際に検証しながら次のところにステップを、また二、三年後を目指していくという議論を同時に進行させていくということをとらせていただきたいのですけれども、それで賛同いただけませんか。

関口委員 ちょっとすみません。基本的な方向性はいいのですが、まだ時間がありますよね。あと残りの議題はこれだけですよね。

事務局 今日は、3時半までなのです。

久塚座長 私、3時半にはもう帰ってしまいます。

関口委員 ああ、そうなのですか。

久塚座長 あとは座長代行が。

関口委員 ごめんなさい、そうだったのですか。わかりました。

久塚座長 大きいNPOもそうでないのも、民間団体や区政や市民生活をどう変えていくのかということを目ごろから考えていてくださることは大事だが、予算が潤沢にあるところ、規模が大きいところが出てくると、ちっちゃなNPOを育てたりというふうにならなくなるのでは。出てきたらそっちが合格してしまう。

宇都木委員 それは制度を立ち上げた趣旨とは異なるのではないか。

久塚座長 そちらのほうをねらわないといけない。

宇都木委員 育成していかなければいけないので。そういう趣旨をできるだけわかるような、だからそういう趣旨を広げていくような。

久塚座長 だから、そういう意味ではうまくはまってくれることが大事。

竹内委員 このNPOというのが、要するに法人ではなくてNPOなのですよね。

久塚座長 はい。

竹内委員 その幅を定めているのが登録NPOというふうにしていて狭まっているわけですよね。

伊藤委員 NPO法人。

竹内委員 NPO法人にしているのです。実態はNPOの活動です。法人の活動ではないわけですね、これ。

伊藤委員 NPOという法人。

竹内委員 ところが、NPOに対して間口を広げているのに、登録でなければいけないというと、そこで間口を狭めてしまっているのです。世の中にいっぱいそういうNPOの活動をしている、NPO法人でなくてもいっぱいあると思うのです。そういうところはここにはもう入り込めないというか、そういう草の根的なところは一切入れないという条件をつけて。

久塚座長 たしかに、その議論はあるわけですがけれども。

竹内委員 そうですね。

久塚座長 これはNPO法をつくる時もそうだし、ずっとさかのぼっていけば昭和13年のころの社会事業法でも同じ議論があるわけです。市民が自主的にやっているもの対公的なものの費用をどう関係づけるかというややこしい話が常にあるのです。

私たちが、この委員会が公費を出動させるときの正当性みたいなのをどこで担保していくのかというごく普通の考え方を中に入れていくと、私たち自身が二、三年かけてその1

個1個をNPOを精査するというようなことができないので、何かフィルターではないけど、どこかでいろいろなことを通して安全性を確保するというところになってくる。

そういうものがないと、どこまでも広がるわけです、NPOではないのも何でも、そこらに歩いているサークルでも何でもいいよという。早稲田大学のサークルみたいな、届け出ていなくてもサークルだと。それはもう社団、もうそういう自由ですね。集団をつくる、集団結社の自由みたいな話までさかのぼっていく。

その自由というのと、そういう自由なものについてどう規制していくのか、補助金を出す、助成金を出すということに対してどこで縛りをかけるのかという極めてオーソドックスな議論なので、そうすると委員会がある程度責任を持つ、あるいは委員会に対して、市民や区民に対して責任を持つというような場合であれば、ダイレクトにどこかで決めなければいけないという形でできたものなのです。

竹内委員 そうですね。何人が説明会にも来られていても、ああ、違うのだと帰られたのがあるものですから、ちょっとそういう話を出したのです。

久塚座長 もちろんそれは私どもの大学でも、サークル活動費というのをいただくためには一定の要件ということで、そこに入らないという自主活動をやっているところもたくさんあって、それはもうどちらを選択するかという、非常にオーソドックスだけど大きな議論なのでですね。

的場委員 私が考えるのは、その助成金とか補助金というのは決して投資ではないので、こちら側がリスクを背負ってはいけないと思うので、やっぱり本当にNPOとって幅を広げるよりも、今の段階はやっぱり登録NPO法人と、あとは対象とするその法人とかに向けたものまでにとどめておいて、その対象とする法人にどういうものが出てくるのか実際にわからないので、それをまた数年後にそういうものも含めてその時点で登録NPOにするのか、登録ではない、していないNPOまで対象範囲に広げるのかをちょっと判断したほうがいいかなと思います。

久塚座長 不思議なもので、皆さんの意見を聞いていて、宇都木さんも感じられていると思うのだけど、登録NPO法人だったら安心かというのは忘れてのことなのです。登録することによりワンクッションある、そのシステム自体をいじることは確保している安全をいじることにもなっていくのでということだろうと思うのです。

だから、その意味では登録のこの制度、登録されているものであっても審査にかかっているというのはそういう意味だろうというふうに考えているのです。大もとの議論はそれ

ぐらいにさせていただきたいと思います。

関口委員 ちょっと2点だけいいですか。確認なのですが、今回この一般社団とか一般財団、その他、この人たちを登録させない。つまり登録制度とは分離して考えるという理由は何かあるのですか。だから、登録制度というのをいじくるのは非常に大変だからということですか。

事務局 実はこの登録団体のメリットの一つとして、地域センターの優先利用というのがあるのです。実はもともと地域センターは区民が過半数以上であって、なおかつ代表者が区民である5人以上で構成される団体でないと登録が、優先登録団体として登録ができないのです。

NPO法人の場合は多分そういうケースは少ないと思いますので、その区内のNPO活動を支援するという意味で登録NPO法人になったときに、私たちのほうで出している登録決定通知書を出すことで、地域センターの優先登録団体として利用できるということがあります。一般料金の半額利用で、なおかつ一般の受け付けが始まる1カ月前に抽せんのエントリーができるというメリットがあります。

これを多分社団法人と社会福祉法人、あるいはそういうところまで広げると、また地域センターのほうへも影響がかなり出てきますので、そこで分離して考えたいというのが事務局の考え方なのです。

関口委員 もう1点。協働事業提案は今、登録NPO法人ではなくてもできるのですか。

伊藤委員 うん、それはできるよ。

事務局 できます。

関口委員 それは任意団体でもできるのですか。

伊藤委員 財団法人でも。

事務局 任意団体でも会則とかそろえていけば。

久塚座長 そういうやつが事業としてやるということなのですか。

宇都木委員 いや、だから、同じことなのだよ、それは。例えばこの一般社団でもNPOの審査と同じようにちゃんと過去に実績があるとか、ちゃんとした規約規定を持っているとか、それから法人としての活動経歴だとか、それはやっぱり団体を審査しなければいけないから、誰でもいいというわけにいかない。それは同じこと。だから、それを事前にやるのが登録法人だから。だから、今度のやつは、出てきたらそこでその団体審査をや

るわけ。

関口委員 だから、やっぱり協働事業はそれなりに手間と時間をかけてやるから任意団体でもいいけれども。

宇都木委員 これも同じこと。

関口委員 資金助成は。

伊藤委員 やるよ、審査をちゃんとする。

宇都木委員 ここは、新しいところはだからやるのだよ。

関口委員 でも、任意団体は今回対象ではないではないですか。

宇都木委員 だから、任意団体。一般社団なんて任意団体みたいなものだから。

関口委員 それはそうですけど、そもそもの前提条件として協働事業提案というのは任意団体でも現状やれていると。

宇都木委員 それは区と一緒にやるから。

関口委員 これは単独でやるからある程度こういうチェックが必要ということですか。提案制度の方は、ハードルを高目に設定しているという理解でいいのですね。

久塚座長 提案制度の方は、あくまでも区への提案ですから。

伊藤委員 結局、終わった後の、例えばこの一般財団、公益財団からさらに社会福祉法人に対しては、例えば登録何とかと使う？ もう1回限り、1回限りでしていくのか。

事務局 そうですね。1回限りですね。

伊藤委員 1回限りでしょう。

事務局 はい。

伊藤委員 では、登録ということは関係ない。

事務局 ええ。

伊藤委員 例えば僕なんかは登録、例えば関口何とかがあって、1回こういうのに登録したと、新宿区の今回この助成金登録を。それはそのとおりで生きていくのかということは今ちょっと聞きたかった。そうすると、関口さんは安心ですよ。

事務局 だから、つまり助成を受けた団体を、逆にその助成を受けた実績をもって登録のほうに入れるということですね。

伊藤委員 そうそう、NPO法人利用ではないのだけれども、NPO法人ではないけれども登録団体として、助成金の登録団体として見ていてくれると。

久塚座長 はい。緩和であるとか、緩和というところちょっと言葉が違うと思うので、より

適切に対象を広げていこうというふうにいるいろいろ模索しているのですけれども、手順が、順番は例えばNPOであればいいではないかという順番を踏んでいないとこの原案というのは飲めないという形で行くのか、いや、制度審議でもいいのかというふうに考えたい。

そもそもこっちが出てくるのであればNPOまで広げていないと、話が違うのではないのというご意見の方はおられますか。おられても別に一つの考え方ですので、それはいい、悪いとか、好き、嫌いの話ではないので。議論の順番というふうに考えますので。そこまでは。

宇都木委員 先生、それは大変かどうかだけの話。煩雑かどうかの。要するにもとからやるか、途中。

久塚座長 はい。1からね。

宇都木委員 1からやるか3のところから入るか、登録法人は3から入る。

久塚座長 既にやられている分を。

宇都木委員 登録でないと、これ、1からやるから。

久塚座長 私たちが情報を持っているからね。

伊藤委員 毎年、毎年、やるたびに。

久塚座長 確かにそうです。私が最初言ったように、2カ月ぐらいでという話の中でずっとやっていますので、そうすると事務局と私どもでも事務局大変だろうというのは実際には出てくるので、かというところの五つ出てきたのというのは、3からでもないけど2からぐらいなのですかね。

宇都木委員 もう1でしょう。

久塚座長 やっぱり1から。

宇都木委員 1です。1でなくていいのは公益だけなのだ、公益だけですよ。

久塚座長 なるほど。

宇都木委員 公益というのはちょっと手続が違うから。こういう第三者機関で公益性が認められた団体だということはちょっと違うわけです、質が。

久塚座長 では、ほかのものというのは、もし出てきたらかなりの作業になるわけで。

宇都木委員 1から団体申請やらなければいけないでしょうね。それは問われるよね、新宿区が。だれでもいいというわけにいかんから。

久塚座長 そうすると……。

宇都木委員 ただ、これを広げたからと言って果たしてどれだけの、何か分離して。

関口委員 私もそう思いますね。

宇都木委員 別にして、だから、いろいろな選択肢がたくさんあって、NPO自身もいろいろなところと協働だとか、いろいろなことが合同だとかでできるようなことをやることによって、もう少し違う展開も可能なのだなということをごどこかでメッセージを出さないといけない。

久塚座長 では、枠を広げたことの次には、先ほどのNPOを含めてコラボレーションしながら提案を出すというようなことも。

宇都木委員 入れるかどうか。

久塚座長 結局別に複数の団体が1個という形になってもいいわけですよ。

宇都木委員 構わないですよ、複数でも。

久塚座長 というふうに、複数をどう伝えるかという。

宇都木委員 何かやらないと変わらないのではないかな。

的場委員 小さなNPOとかはそういう法人とかもくっついて協働でやりたがるかもしれないですけど、大きいそういう財団とかってどうなのでしょう。

宇都木委員 あるとすれば公益社団か財団でしょうね。

久塚座長 やってくればありがたいけど、それは。

宇都木委員 NPOよりも公益のほうがいいと、絶対あっちのほうが有利だからという、何か変えてしまうところがあるのです。社会福祉法人なんかもそうよ。NPOでやっていたのだけど、社会福祉法人にすれば税金がゼロになるとか、そういうものすごく優遇処置があるのだからみんな変えてしまう。

久塚座長 村山さんのところから見て、社協のほうから見ると、もし具体的なあれですけど、村山さんがそれを全部意見を代弁しているとは思いませんが、魅力がある制度にこういうふうに行くかなのですけど。

村山委員 そうですね。先ほど言われたように金額の問題もありますね。かえて……。

久塚座長 わかりました。大丈夫です。

竹内委員 逆に募集しているほうですよ。

関口委員 そうなのだよ。

宇都木委員 ただ、本当に社会福祉法人に変えてしまう、変わっていくところなんかがあるので、僕らはそれはだめだと言っているのだけど。

久塚座長 では、その意味では事務局と相談していろいろ考えて1回やってみる価値が

あるし、皆さん方のご意見がということだったのだけど。

宇都木委員 やってみてもいいと思うよ、来年は。

関口委員 宇都木さんも一応広げることはそんなに反対してはいらっしゃらない。

宇都木委員 構わないのだけど、ただやっぱりそこから、ただ1からやるのだよということだけはみんなが認識して広げないと、NPO法人、登録法人と同じレベルでやるということになったら、それはもうちょっと大変になってくる。

関口委員 それは多分この3の実際の審査基準で、例えば1億円以上の団体はちょっと厳し目に考えると、事業規模で小さいところをちょっとげたを履かせるとか、そういったのは審査の過程でいろいろ。門戸は広げて、出てきたところで後で審査する。

久塚座長 ただ、そうは言ってもそれを内部にとどめてはあれなので、趣旨から見てどういう点は、外から見てわかるようにしておかないと。

関口委員 それはもちろん。あと、すみません、またキラミラネットとの関係というのは、これ、どうなるのでしょうか。

事務局 キラミラネットとの関係ですか。

関口委員 キラミラネットと一般社団とか財団もオーケーなのでしたか。

事務局 大丈夫です。

関口委員 ですよ。

事務局 ええ。あと、キラミラネットの場合は任意団体、サークルなんかも対象にしています。

関口委員 なるほど、ありがとうございます。

久塚座長 どこまでできるか、間に合うかわからないけれども、事務局に預けていただいて、広げるということではなくて、この対象とする法人として上記法人種別以外のこうこうという部分を、改正案をお認めいただければ、案をこれは施行規則、いろいろな手続をとらなければいけないので、ちょっときょうまでに。

宇都木委員 条例も変えるのですか、変えなければいけないの、条例も。

事務局 条例自体は変えないで済みます。

宇都木委員 変えないのでしょうか。

事務局 施行規則。

野口委員 施行規則を変えるのね。

久塚座長 だから、ちょっと目的を見ましようか、この限度はここまでということまで

のぐらい大変なことなのか、ちょっと私も全く想像がつかないのです。

宇都木委員 ことしの秋ぐらいですか。

久塚座長 竹内さんはもっと広げてほしい気持ちはわかりますが。

竹内委員 いや、それは。別にはっきり言えるわけでも、結構です。

野口委員 いいですか。

久塚座長 野口さん。

野口委員 いや、もう今の案ですね、事務局案。これで私は賛成しております。

久塚座長 ありがとうございます。では、この案で具体的な作業に入りますのでよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

久塚座長 二つ目の、あと7分で意見を出せというのはちょっとあれなので、私、大学のほうに10分おくれぐらいで着いても、あまり好ましくないかもしれませんが、実際に結論が出たのはこの数で思い出していただきたいのですけれども、非常に限られていた。このことを含めてご意見をいただければと思います。最後に残った議題といたしますか、少しご意見をいただきたいと思います。

11団体から申請があったのですけれども、4つということになりました。事務局のほう、私がやってしまいます。結論的には170万円ということだったので、400万円予算があったのですが、そういう結論になりました。

私どもの審査の結果なので、それはそれでいいわけですが、これから先のことを考えて、より多くの団体というか、できればNPO活動資金助成なので、その後、広がったほうがよかろうというふうに考えるのが一般的なことですので、どのような改善策といたしますか、先ほどのものは一たんここで拾わせていただいて、そのほかの部分になりますけれども、具体例といたしますと、これは議事録に残りますから、団体名をここがこうだったというようなご意見はできるだけ出さないような形で、このようなことだったので評価が低かったとか高かったというような、一般論的なことのご発言にしていきたいのです。

どうしても議事録、情報公開を完全にやりますので、好き嫌いだとか、ここがこうだという話ではなくて、各委員の意見はいいのですけれども、当委員会として出した結論との関係がありますので、1人の委員の方はそう判断されても総合点では高かったもしれませんので、ですからそれぞれの委員、個人の意見としては自分はここはこうだったと思うと

というような一般論的な形でのご発言をお願いしたいと思います。

では、ご自由にどうぞ。助成団体数をふやすようなことを。

村山委員 村山です。今回見たときに、やっぱり各団体の思いはわかるのですけれども、ただその思いと区民への還元のずれが少しあるのかなという。自分の団体としてはこういうことをぜひやりたいというような非常に思いが強いのはわかるのですが、果たしてそれをやることによってどの程度区民への還元がなされるのか、区民への広がりがあるのかということ、私自身はちょっと足りないんじゃないかなというふうに思いました。

久塚座長 もし村山さんの意見の中で、また質問なのですけれども、事前に説明をしたり、パンフレットを出したりいろいろ広報活動をやっていますが、その中にいい活動もたくさんあるのだけれども、自分たちのNPOだとか活動だけに神経が集中して、これが新宿区の財源であったり、区財源であったりいろいろなことがあるので、それを区民にどう広がりを持ったり、協働という形になるのだということに強く考えを及ぼしながらどう事業をつくってほしいというようなことが伝われば変わる可能性はありますか、それとも今のこのままでのやり方だと、それは幾らそういうことを言ってもあまり変わりそうにないですか。

村山委員 村山です。私自身はそういう面ではちょっと厳しいかもしれませんが、やっぱり区民の方のニーズをよく把握した上でもって、ああ、こういうことをやれば区民の方が望んでいて、場合によっては区民の方にもっと広がっていくのかなという、そういうようなある程度それなりの基礎的な調査の資料を持った上で自分たちの活動をしていただくと、もっともっといいのかなというふうに思います。

久塚座長 逆に言うと、私どもの評価というのはそこに目が行ってしまいますので、かなり重要なことはそのポイントですよね。そうすると、そこに目が行っていないとどうしても評価が厳しくなってしまう。

村山委員 私自身は……には全部チェック。

久塚座長 ほかの委員の方は。やはり宇都木さんなんかは幾らやってもだめなものだめだよとか考えてはいないのですか。

宇都木委員 そういうことではないけど、幾つかことしの特徴として、例えば区政が抱える中期テーマみたいなものの中から、課題としてことしは子育てに関係する活動について募集しますとか、広くただ全部何でもいいよというのではなくて。ことしは環境をこうしますとか、ことしは高齢社会にかかわるだとかという、何か一つか二つテーマを出して、

課題を出して募集するということだとするとやりやすい、参加しやすいのではないかな。

久塚座長 一般的な形ではなくて、例えば文科省の補助金もそうだけど、震災の後って結構そういう特化した研究がぶら下がってきたのです。そういう意味では区民ニーズということをやが応でも意識せざるを得ない形でのものの中に入れ込む。こちらから入れ込むことによって提案を促すという意見。

的場委員 毎年度やっぱり同じような団体が申請していて、そういう団体というのは、絶対この審査基準をよく把握していると思うのです。こういう審査に受かるのは、やっぱり区民ニーズとかそういうのを把握して、それぞれ区民に波及するような事業提案でなければいけないというのを把握しているにもかかわらず落ちるような提案をするということは、ちょっと今後も期待できないかなと正直思います。

宇都木委員 だから、ある程度そこを避けるために2年以上はだめとか、2回以上はだめとか、そういう何か条件をいっぱいつけてきて、それはそれなりに即、先行こうと、あるいは団体助成と事業助成を分けるとか、それはそれでそこまで来ているのだけど。

久塚座長 これ結果についてはどういう形での団体への公表というか、していましたか。

事務局 結果は個別にお問い合わせをいただいたときに順位的なものとか、それからあと委員の総合得点の中で例えば区民ニーズが何点でした、あるいは団体審査に関しては何点でしたというようなことの採点結果の報告は、問い合わせがあったときに行っています。

久塚座長 問い合わせがあったときに。

事務局 はい。

久塚座長 あとは一般的に広報を通じてはこういう制度、これをやりました。結論としては何が採択されましたという形のもの、区長に出すあれが公になっているものですね。

事務局 特に助成金については審査報告という形でまとめていないのですけれども、助成金の申請書と実績報告書をホームページで公開をしています。採択された、採択されたというか、決定した事業についてですね。

久塚座長 ですよ。

事務局 はい。

久塚座長 なぜ、だめで、今回は採択されなかったのかというのは、問い合わせとの関係で主にご本人たちが理解できる。嫌なものですけど、情報開示を求めるとか、開示を求めないというのは一般的に補助金でありますよね、結果について理由は。実は私、ことし落っこちてしまったのだけれども。この点数かみみたいな形で、それはつらいものがありま

すが、それもその審査結果について、募集するときに問い合わせを待つまでもなく、もし希望があればここまでは情報開示いたしますというようなものを、希望しなければ公表しないというようなことを、もっと客観的に知りたいということについては積極的にどういうことだったということは、別にこちらは恥じることも何もないのでそれも一つの方法かもしれませんが、課長さん、いかがですか。難しいですか。

地域調整課長 大丈夫だと思います。

事務局 決定通知の中に一文、お問い合わせいただければと。

久塚座長 お問い合わせに見合った形でやっているわけだから。

事務局 はい。

関口委員 ちょっとよろしいですか。すみません、異議を申し上げるようであれなのですけれども、区民ニーズに即した活動が重要であるということは、もちろんそれは重要であると私も認識を持っていますので、それはとりあえず前提であるという次の話なのですけれども、例えば脱原発とか言われ始めましたよね。昔は脱原発なんて言っている団体は危ない団体だったかもしれないし、区民ニーズはなかったと思う。

久塚座長 ちょっと昔ね。

関口委員 ちょっと昔。

久塚座長 ずっと昔は普通の団体。

関口委員 そうです。だから、何が言いたいかという。そういう歴史なのです、NPOの歴史は。DVでもそうですし、葬送の自由とか葬儀の自由とか、それにいろいろなセクシャリティーの問題とかマイノリティーの問題とか、みんな最初は何だよ、あいつらという、へんぴな団体だな、怪しい団体だなという団体が、公共性をみんな地道に頑張っで活動して、広報して、市民権を得て、今、法律ができたり制度ができたりしているわけです、社会的に見たら。

久塚座長 ことしにさかのぼるとおかしいなと言われなかったの。おかしいのがいっぱいいて、それが普通だったりした。

関口委員 というのもありということもちょっとご認識いただいて。

久塚座長 わかります。

関口委員 いただいて、そういった意味では今現在の区民ニーズ、今、区民の人がどう考えるか、その人たちに聞いて、一昔前に、いや、脱原発、これからのエネルギー政策は変えなければいけないのですと言ったときは、いや、そうじゃないよと言うかもしれない。

だけど、結果として、そういった活動をしていた人たちがいなかったとして、これからのエネルギー政策どうなるのと。

久塚座長 大きな話になる。

関口委員 話になるではないですか。だから、今現時点でパッと切り取った区民ニーズだけではなくて、これからの社会においてどういうのが必要になるのかという視点ももちろん大事なのです。それは……。

久塚座長 それはわかって言っている。

関口委員 ええ、わかって言っている。

久塚座長 的場さんはそのことを当たり前だという気持ち強い。

関口委員 当たり前、ああ、そうですか。

的場委員 当たり前ではないです。

伊藤委員 笑わせないで、ちょっと痛いから。

関口委員 いやいや、ごめんなさい。

宇都木委員 最大の問題は、区民ニーズがあるということと、区民が求めているということと、NPOがやろうとしていることとのギャップがあり過ぎるの、まだ。

久塚座長 そこは議論のあるところで。

宇都木委員 ここはいつも出てくるの、それはしょうがないの。しょうがないのだけど、そこを自分たちがどうやってリードして、その区民の人たちも一緒に我々と活動をやっていくことができるかということ、そっちが変わっていかないと。

久塚座長 NPOの活動には両方あって、そういうことがわかっているところと、もう本当にわかっていないNPOがございますというようなことだと思うのです。

何の話をしていたか忘れるではないですか。だから、皆さん方のご意見をいただくと、一つはもう一度広報、村山さんのあれから言うと、区民ニーズというところでどうしても採点基準との関係で言うと、これは制度の問題なのですけれども、そこらのところを意識したような形での活動ということ、当面はこういう制度ですから重視していただくように、何回も出てくる方法はない。

そうは言っても関口さんは、区民ニーズ、あるいは区民、新宿区だけではないですよ。いわゆるニーズというのは、一般的に住民のニーズと言われるものはいろいろな形で変容している。それを先取りするようなNPOもあって、NPOが先取りしていたときには区民ニーズというふうに判定されないようなものもあるわけだから、あまり区民ニーズ、区

民ニーズというところにぜひとも行かなくてもいいのではないかという考え方、これは一般的なので、それはもう当然の前提なのですけれども、この制度ということを考えれば、それを前提として、そういうのもやっぱり採択ということ言えばということに落ち込む。

今、具体的に言うと、この11団体出てきた中で言うと、この大議論を踏まえるというよりは、むしろもうちょっとシステムの中で議論するような判断基準の中での議論であったので、まずはご意見、各委員のご意見から言うとNPO自身が伸びていくように、そしてさらに採択されるような申請書類とプレゼンテーションができるように、もしこの委員会ができることがあれば、情報の公開であるとか、あるいは事前の相談であるとかを含めて積極的にさらに努力を重ねていく。それをまず何ができるのかというのをこちらの問題として考えていこうということだろうと思います。

この二つに分けた二つ目については、まだ時間がございますので議論は可能ですが、西堀さんが発言された一つ目のものについては、先ほど一致を見た形で進めさせていただきたいと思います。

ここで閉じてよろしいでしょうか。

宇都木委員 はい。

事務局 ありがとうございます。

久塚座長 次の21日の開催時刻、場所等について、事務局、お願いいたします。西堀さん、いいよね。

事務局 ありがとうございます。

事務局 では、次回ですが、協働事業提案制度審査会の第1回目になります。7月21日木曜日で、場所ですが第3委員会室、隣の第3委員会室になります。その前に委員には審査表のほう、採点表のほうを提出していただくまでの作業がございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

宇都木委員 頑張ります。

久塚座長 夏休み前の、これは。

伊藤委員 21日は。

事務局 21日は終わった後に今、暑気払いを予定しておりますので、的場委員、早く治してください。

的場委員 わかりました。

宇都木委員 頑張ります。

— 了 —